民オンブズマンわか

エース NO134 畑中正好 発行日 2019年7月16日 TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767 _obz/ Eメール hatanaka8048@gmail.com 発行責任者 地 和歌山合同法律事務所内 http://www.naxnet.or.jp/~wa_ 和歌山市十二番丁10番地

地裁 和歌山 判決 日午後1 月20 時 10分



畑中 らの電話で、気付き ある会員の方か 阪谷

判決日が、9月20日午後1時10分と指定されました。

いよいよ判決日が決まりましたので、訴訟の内容を再確認します。

にした政務調査費違法支出金をめぐる返還等の請求訴訟について、 争われていた仁坂吉伸知事と亡淺井修一郎氏含む1人の県議を相手

2016年6月と7月に提訴して、この間、

和歌山地方裁判所で

訴訟の請求内容を再確認

畑中 なにをですか。 です。 怠っていたこと 会費請求を

迫間 でしたね。 前回、送るべき ったんだから、 新年度にな

す。電話いただ いた方に感謝で そうなんで

阪谷 で、請求が 阪谷 畑中 よね。 たか。 。 そうです。 提訴はいつでし

今回になった

とで、会費の納

そういうこ

2016年6月

そうです。提訴

入をよろしくお

提訴ですが、併合さ とフ月です。2件の

とそれ以外の県議 段階では、淺井県議 願いします。

迫 間 した。 支出金返還請求訴訟 判決日が指定されま だろうと思っていた 政務調査費違法

畑中 迫間 の、ですね。 時10分の指定です。 9月20日午後1 はい。 和歌山地裁です

迫 間 畑中 を淺井県議だけで行 かったんです。 2回行ったのでは。 い、続いて数名づつ 民監査請求を1回目 提訴の前提の住

となります。 れていて1つの判決 およそ3年で結

迫 間 畑中 審したのですね。 かかりました。 たのですが、意外と 終結すると思ってい なので、もっと早く 決を根拠にした訴訟 及で得ていた政務調 査費の2件の確定判 はい。過去の追 判決を迎えるた

ました。

阪谷 さて、そろそろ

阪谷 か。 件になったのです 再確認しませんか。 めに、訴訟の内容、 何故、提訴が2

でそうせざるを得な 提訴期限の関係

迫間 うことです。 の支出ですね。 いる以上、12年度まで 実際は淺井議員の相続 でに死亡されており、 人となります。 なお、淺井県議はす 政務調査費として

> 畑中 から名称が政務活動費 に変わりましたから。 そうです。13年度

人の2回になったとい







事務所費等に按分求め

計約1815万円が違

求内容を説明して下さ していますが、その請 へと仁坂知事を相手に 訴状では、県議11 迫間 畑中 私達が得ている確 的に。 定判決は、政務調査用 事務所に併用する他の 部の違法を具体

しかも、 の充当を認めていず、 合分にしか政務調査費 事務所数で按分した割 団体がある場合、 事務費や人件 その

畑中

簡潔にいうと、亡

淺井議員が代表者を務

める会社への事務所費

れは。

となっていますが、そ

議員の事務所費は全額

阪谷 と12年度です。 めているのです。 います。この適用を求 費にもそれを適用して 5月以降の11 対象年度は。 年度

迫間

尾﨑太郎氏の人件

の支払いは認められな

いというものです。

費が1/2で他は1/

るというのですね。 とおりになるし、合計 が約1815万円にな 出額が上記の一覧表の 議員の按分率と違法支 按分を適用すれば、 で、事務所併用の 各 阪谷 支出は、それぞれ 畑中 畑中、そうです。提訴後、 たね。 です。 別に雇用しているから 3になっているのは。 算して按分するのでし の併用団体の支出も合 併用する1団体が

阪谷なので、 減額しました。 出を合算して請求額を 分かった併用団体の支 請求金額

迫間 畑中

一覧表では亡淺井

そうです。

なると。 は、本書掲載の金額に

畑中 そうで

25-31: 1: 111 **2**6

の一部を違法としてい 件費についてその支出 事務費・事務所費・人

11人の政務調査費の

まず、

県議から。

ます。

畑中 阪谷 11人の県議は誰で す か。 額一覧表」で確認して 下記の「違法支出

ESC: -1:

)	人出租一覧表	
議員名		違法支出額	按分率
亡淺井	修一郎	2,685,737	1/4(事務 所費全額)
井出	益弘	985,411	1/8
尾蛸	要二	1,640,784	1/4
坂本	₩.	1,141,098	17/30
長坂	隆司	1,637,895	1/4
尾峭	太郎	480,833	1/3(人件 費1/2)
谷	洋一	1,578,879	1/3
新島	雄	1.570,029	1/3
藤山	将材	2,278,476	1/3
фШ	邮簿	1,806,211	1/3
占井	和視	2,354,379	1/4
合計		18,159,732	

畑中もともと県が有す の請求内容は。 坂知事には 時効消滅分の賠償請求 では、仁坂知事へ 合計約890万円

って、一定期間が過ぎ ん。その義務を怠り、

る債権は、知事が請求

債権には消滅時効があ しなければなりませ

求できなくなります。 5年として提訴の時期 分かりました。 去の分は時効消滅して でみれば、それより過 分からでした。時効を は、5月以降の11年度 の関係は。 県議らへの返還請求 消滅時効のことは そう焦らないで。 本件と

11年4月分以前で

違法支出額

2,842,755

511,147

915,125

721,151

767,367

445,417

940,959

948,300

1,201,902

1,114.726

1,342,304

8,908,398

知事への賠償請求額

いると見なされまし

对象年度

09、10年度及 び11年4月分 10年度及び

11年4月分

[11]

呵

[4]

ri

同

阊

同

同

同

畑中
そうです。そこで、 に時効消滅分の賠償支 せた責任追及として、 請求を怠り時効消滅さ 請求を怠った仁坂知事

議員名

井出

尾崎

坂本

長坂

尾蛸

新島

藤山

(l)[II]

占井

合計

谷

亡淺井修一郎

益弘

要二

隆司

太郎

洋一

将材

正彦

和祝

雄

贷

ました。 とです。 い請求にも制約があり 払いを求めたというこ そういう賠償支払

ると、債権は消滅し請

畑中
それは、時効消滅 があるという制約で 住民監査請求する必要 した日から1年以内に 畑中 迫間

阪谷 ね。 年度までの分でした は、確か支出年度は66 した2件の確定判決 私達が過去に追及

用による按分の違法支 なので、事務所併 そうでした。

畑中 阪谷 その制約で追及で きなかったと。

外は、10年度と11年4 び11年4月を対象にで 議員は、9と10年度及 がにじんでいますね。 月のみになりました。 きたものの、同議員以 畑中さん。悔しさ

そうです。

すが ---- 。 出にも指摘できるので 出は、07年度以降の支

畑中

わかりますか。

阪谷 仁坂知事への賠償 請求額は、上記一覧表 しく是正させないと。 正は、過去に遡りきび のようになり、合計約

かろうじて亡淺井 890万円になると。

5年か10年か 時効の判断にも注目

かりました。もちろん、 訴えの内容は、分



いますよね。 相手は、すべて争って

畑中 したか。 いると言ってませんで 時効の判断に注目して 以前、畑中さんは、 争っています。

畑中 県側は、時効消滅 阪谷 私達の方は5年で だと主張しています。 するまでの期間は10年

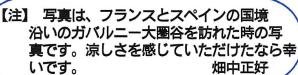


ずに済みました。に、10年ならば、 考え方です。 に、10年ならば、諦め諦めた年度があったの ない期間が倍に伸びる 期間が倍に伸びますの 訳だから。 らはそれでもよいので ょうか。 そのメリットはあ 議員に請求できるですね。10年なら ええ、5年という 今回でも、 10年の主張、 時効になら 請求を

阪谷 決は待ち遠しいです ではこれで。 ずれにしても判







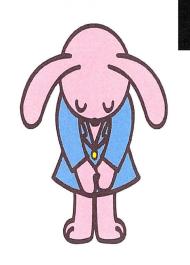


口座もしくは、

同封の

郵

替にてお送り下



かけますが事務局までご収証の必要な方はお手数控えをご保管下さい。領 省かせていただいておりなお、領収書の発行を ますので、ご送金された

願いします。 口のご送金にご協力をお ですが、できる限り複数 ていただきます。 ご送金は、下 会費は1口2500 年度になりましたの 会費のご請求をさせ 記の銀行

《ご送金先》

☆ きのくに信用金庫本店 普通預金 No. 0419585 市民オンブズマンわかやま

じむきょくちょう はたなかまさよし

郵便局 ☆

> 加入者名 市民オンブズマンわかやま 口座番号 00990-7 -11007

第 26 回 市民オンブズ全国大会 in岐阜のご案内

今年の全国大会が以下のとおり開催することが決まっています。

日 時 9月28 (土) ~ 29日(日) 午後1時~翌12時

場 所 岐阜市じゅうろくプラザ

キャッチコピーは

「『市民オンブズマン的自治会学』のススメ ~自治会(町内会)、その病理と処方」

【分科会】(現在行うことが決まっているもの)。

1 自治会

3年前に初めて分科会を設け事例紹介、翌年大会宣言で「町内会の民主化・会計透明化」を求めた。今年は将来の展望を議論。

2 市民と警察

3 カジノ・ギャンブル依存問題

カジノIR反対運動やギャンブル依存症問題に取り組む全国各地の活動を報告し合い、今後についてディスカッション!

4 政務活動費・海外視察

「はじめてのおつかいせいかつひ」(付「はじめてのかいがいしさつ」 政活費領収書チェックの「ツボ」を、ビギナーにもわかりやすく検証します。議員海外視察の報告書チェックのツボも検証。

5 情報公開

毎年恒例!元国の審査会委員、森田明弁護士を お招きする分科会です。役立つ情報、よそでは聞 けない情報満載。情報公開に関心のある方ぜひ是 非ご参加ください。

※ 参加希望者は、事務局畑中 (090-2104-2252) までご連絡下さい。



当面の予定

7月16日 PM2:00~

ニュース発送作業日

7月25日 PM6:00~

全員会議

8月26日 PM2:00~

編集会議

9月17日 PM2:00~

ニュース発送日

9月20日 PM1:10~

全員会議

9月26日 PM6:00~

全員会議



次回会員会議のご案内

日 時 7月25日(木)午後6時~

場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい。